

**湯川村公共施設等のあり方検討委員会作業部会
報告書**

令和5年2月13日

湯川村公共施設等のあり方検討委員会作業部会では、令和4年9月7日から
令和5年2月10日まで、公共施設等のあり方について検討を行ってきたところ
であります。その結果を取りまとめたので報告します。

令和5年2月13日

湯川村公共施設等あり方検討委員会
委員長（湯川村副村長） 高橋 慶太 様

湯川村公共施設等あり方検討委員会作業部会
部会長（湯川村教育委員会社会教育課長） 高橋 亮

湯川村公共施設等のあり方検討委員会作業部会報告書

第1 検討の背景

湯川村（以下「村」という。）における公共施設等の管理等については、総合的な管理計画を定めた「湯川村公共施設等総合管理計画（平成29年1月策定、令和3年3月改定。）」及び個別施設ごとの具体的管理計画を定めた「湯川村公共施設個別計画（令和2年3月策定。以下「個別計画」という。）」に基づき対応方針を定めているところです。

また、村は「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日号外法律第15号）」に基づく過疎地域として指定を受け、過疎対策事業債の借入等財政的な優遇措置を受けてきました。しかし、令和3年3月31日をもって当該法律が期限を迎え、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日号外法律第19号）」が制定されました。新法において、村は過疎地域の指定から外れ、指定を受けていることで活用できる各種優遇措置が年度経過とともに遡減されることとなり、令和9年度をもって終了します。優遇措置の一つとして公共施設整備等に活用していた、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）についても同様となりました。

このことにより、「個別計画」には、計画期間である令和11年度までの建て替え工事計画の記載はありませんが、過疎債を活用する事業に期限が設けられたことから、老朽化した公共施設等の建て替えや大規模修繕等、今後の公共施設のあり方について早期に整理することが必要となりました。

こうした状況を踏まえ、副村長を委員長とし、管理職にて構成する「湯川村公共施設等のあり方検討委員会」から、社会教育課長を部会長とし、職員にて構成する「湯川村公共施設等のあり方検討委員会作業部会」での検討指示がありました。

部会では、令和4年9月以降、公共施設等のあり方について議論を進めてきたところであり、次のとおりあり方の方向性について提言するものです。

第2 公共施設等のあり方の方向性

1 対象施設について

検討の対象とする主な施設は、主に住民に直接関係する本庁舎付近にある村施設である、公民館、ユースピアゆがわ、保健センター、高齢者コミュニティセンターの4施設としました。

2 あり方の方向性について

対象施設等の統廃合を行い、新たに保健福祉・公民館機能をもった複合施設を建設することを提案します。建設用地については、本庁舎付近の村所有地への建設、又は新たに土地を取得しての建設のいずれかとします。

なお、具体の検討状況については以下に示すとおりです。

(1) 施設等の現状について

① 公民館について

建築から48年経過しており、劣化が目立つ状態です。

また、主に利用する2階大ホールへはエレベーターが設置されておらず、高齢者や障がい者の方が利用しづらい等、バリアフリー面での課題があります。

② ユースピアゆがわについて

建築からは29年の経過で、比較的新しい施設の部類ではありますが、外構以外の部分では劣化が目立つ状況です。

また、ユースピアゆがわの2階を生涯学習の場等として利用していますが、現在は主に放課後児童クラブにて利用しており、一般の方が利用しづらい状況にあるほか、エレベーターについても設置がありません。

③ 保健センターについて

建築からは36年経過しており、劣化が目立つ状態です。

また、健診等で子ども・子育て世代が多く利用する施設ですが、授乳室や小児用トイレ等の設備がありません。

④ 高齢者コミュニティセンターについて

建築から41年経過しており、雨漏り等劣化が目立つ状態です。

活動等で主に利用する部屋である大広間出入口に段差がある、トイレが狭いなど、高齢者が利用しづらい面があります。

(2) 組織体制について

近年は妊娠・出産から子育てまで包括した支援体制や、高齢者における介護予防等、保健福祉部門での緊密な連携が必要不可欠となっています。

当村においては、住民課福祉係・ほけん係・保健センター、地域包括支援センター、教育委員会等、対応窓口が施設内外含め多岐に渡ることから、部門間連携及び村民の利便性の観点からも課題となっています。

課題解決には、施設に関する検討と並行して「湯川村行政機構改善委員会」を開催し、公共施設等のあり方をふまえた行政機構改革についての検討が必要と考えます。

(3) 複合施設の機能及び施設等の統廃合について

(1) ①～④及び(2)をふまえ、保健福祉・公民館機能をもった複合施設を新たに建設することが望ましいという意見が多く出されました。

施設等の統廃合については、公民館については建て替えが必要という結論となりました。他施設については、建築場所の設定、持たせる機能の詳細、建築・解体費用や存続の場合の用途等にもよるため、個別具体の方向性は決定できませんでしたが、将来的な維持管理や解体時の費用発生を鑑みると、できる限り施設数を減らした方がよいという結論となりました。

また、主な検討対象施設とはしませんでした。除雪作業員待機庁舎及び除雪機械用車庫(サブセンター)、防除センターについても老朽化が著しいため、この機会に解体・新設してはどうかという意見も出されました。

(4) 建設場所について

具体的な結論には至りませんでしたが、部会員からの主な意見については以下のとおりです。

①本庁舎付近の村所有地

- ・公民館跡地
- ・ユースピアゆがわ
- ・ユースピアゆがわ中庭
- ・除雪関係施設(サブセンター)、防除センター跡地
- ・上記の組み合わせ など

②新規に土地を取得

- ・保健センター及び会津よつば農業協同組合湯川支店から、村道勝常・王領線を挟んだ南側の農地
- ・美田園地区北側の農地 など

参考資料

湯川村公共施設個別計画（令和2年3月策定） 抜粋

P14 表2-1 躯体の健全性判定一覧

棟名称	構造	建築 年度	延床 面積 (㎡)	耐震 基準
湯川村公民館	鉄筋 コンクリート	昭和49年	857	旧
ユースピアゆがわ	鉄筋 コンクリート	平成5年	926	新
保健センター	鉄筋 コンクリート	昭和61年	367	新
高齢者コミュニティーセンター	木造	昭和56年	357	新
高齢者コミュニティーセンター (増築分)	木造	平成6年	12	新
湯川村防除センター	鉄骨造	昭和53年	109	旧
除雪作業員待機用庁舎	鉄骨造	昭和50年	96	旧
除雪機械用車庫	鉄骨造	昭和50年	210	旧

※項目削除や項目追加等、一部加工済

P18 表2-2 躯体以外の劣化状況評価一覧

棟名称	建築年度	経過年数	外構	躯体	屋根	外部	内部	電気設備	機械設備
湯川村公民館	昭和49年	45	C	D	C	D	C	C	C
ユースピアゆがわ	平成5年	26	B	C	C	D	C	C	C
保健センター	昭和61年	33	B	B	B	B	B	B	B
高齢者コミュニティーセンター	昭和56年	38	B	B	C	C	B	B	B
高齢者コミュニティーセンター (増築分)	平成6年	25	B	B	B	B	B	B	B
湯川村防除センター	昭和53年	41	C	C	A	B	C	C	-
除雪作業員待機用庁舎	昭和50年	44	C	C	C	C	C	C	C
除雪機械用車庫	昭和50年	44	C	C	C	C	-	C	-

※評価については、Aが最も状態が良く、Dが最も状態が悪い。

※項目削除や項目追加等、一部加工済

作業部会報告書記載内容及び部会員意見 概要一覧表

項目	報告書記載	主な意見	その他意見
複合施設機能	■ 保健福祉・公民館機能 ○施設老朽化 ○出産、子ども子育て、高齢者介護等の関係部署が庁内外多岐に渡っている。 ⇒出産～子育ての包括支援及び高齢者介護予防等の充実及び住民利便性の向上を目的とし、バリアフリー・子育て世代に配慮した複合施設の建設 ※行政機構改革についての検討が必要	■ 補足事項 ○令和6年度4月より妊産婦～子ども・子育てに関する相談・支援機能を有する機関設置が求められる	■ 防災機能 ■ 宿泊機能
詳細機能等		■ 必要な部屋等 - 大ホール、十分な収納スペース・会議室（個別の相談室）、授乳室、子どもが遊ぶスペースなど ■ その他 ○除雪や調光等も考慮必要 ○デザイン面より機能性を重視 ※使い勝手、維持管理等	■ 屋内プール ※設置費用・ランニングコストが高いため、小中学校統合時のプール、村民へのプール助成拡充等、総合的に検討必要か ■ カフェ等物販スペース
建設場所	① 本庁舎付近の村所有地 ○公民館跡地 ○ユースピアゆがわ ○ユースピアゆがわ中庭 ○除雪関係施設（サブセンター）及び防除センター跡地 ○上記の組合せ など ② 新規に土地を取得 ○保健センター及び会津よつば農業協同組合湯川支店から村道勝常・王領線を挟んだ南側の農地 ○美田園地区北側の農地 など	■ 建設にあたっての留意事項 ○役場周辺は試掘調査が必要 ○新規に土地を取得する場合、農地だと農業振興地域除外申請、農地転用申請手続きが必要 ■ その他 ○ユースピア、公民館敷地と村体育館間の水路については廃止（埋立て）も可能か	
解体する施設	■ 公民館 ■ 除雪関係施設（サブセンター）及び防除センター ※検討対象外施設だが、老朽化著しい	■ ユースピアゆがわ ○解体意見多いが長寿命化という意見も有 ■ 保健センター、高齢者コミュニティセンター ○解体意見多いが別用途利用という意見も有	

作業部会開催状況一覧

回数	日程	概要
第1回	令和4年 9月 7日	過疎対策事業債及び公共施設個別計画の説明等
第2回	令和4年 10月13日	部会員が検討した構想説明、意見交換
第3回	令和4年 10月26日	先進地視察：会津美里町 「会津美里町役場本庁舎及び複合文化施設」 通称：じげんプラザ
第4回	令和4年 11月17日	視察所感、設置場所の検討
第5回	令和4年 10月30日	先進地視察：本宮市 「本宮市民元気いきいき応援プラザ」 通称：えぽか
第6回	令和5年 1月 6日	視察所感・最終報告案
第7回	令和5年 1月26日	最終報告案
第8回	令和5年 2月10日	最終報告案

先進地視察先（第3回作業部会・第5回作業部会）

施設概要

◆第3回作業部会 視察先施設概要

1 基本情報

名 称：会津美里町「会津美里町役場本庁舎及び複合文化施設」（通称：じげんプラザ）

所在地：福島県大沼郡美里町字新布才地1番地

構 造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造（2階建て）

面 積：敷地面積 25,194.72 m²、建築面積 4,352.39 m²

2 施設機能（目的）

「美里のひろば、私のひろば」を基本理念に掲げ、庁舎機能のほか、公民館、図書館、ホール機能を備えた複合文化施設。また、耐震構造や非常用発電設備などの防災機能も備えている。また、図書館には自主学習のためのスペースや子供向けの図書専用のコーナーもあり、子どもから高齢者まで、誰でも気軽に集まることができる「美里のひろば」を目指した施設。

3 特色ある部屋

- ・創作室 → 絵画、木工など様々な創作活動に利用できる。
- ・じげんホール → 演奏会や合唱などの発表、各種講演会、音楽や映画の鑑賞などに利用。
収容人数は約350人。座席は可動式で軽スポーツ等でも利用可。
- ・音楽室 → A・B2種類の部屋があり、Aには音響設備・アップライトピアノを完備。

◆第5回作業部会 視察先施設概要

1 基本情報

名 称：本宮市「本宮市民元気いきいき応援プラザ」（通称：えぽか）

所在地：福島県本宮市本宮字千代田60-1

構 造：鉄骨造（2階建て）

面 積：敷地面積 9194.83 m²、建物面積 2585.10 m²

2 施設機能（目的）

「福島県立リハビリテーション飯塚温泉病院本宮診療所」が廃止となり、診療所がこれまで担ってきた地域医療に代わる機能として、住民の健康づくりと地域福祉の新たな拠点として整備された。

3 特色ある部屋

- ・健康増進広場 → 各種個室の健診室を完備した集会でも利用可能な大ホール。
- ・市民交流ラウンジ → 本や遊具が配置された市民の交流の場。各種打ち合わせにも利用可。
- ・健康コーナー → マッサージチェアなどの健康機器が配置され、自由に利用可。
- ・イベント交流広場 → 大型テレビや電子ピアノなども配置。
- ・わくわく広場 → 子供たちに物作りの楽しさを感じてもらう工作の場。
- ・メディアコーナー → 高齢者、健康促進、子育てに関するビデオ上映に利用。
- ・子育てサロン → 国産材のおもちゃ・遊具にこだわった遊びのコーナー。

湯川村公共施設等のあり方検討委員会作業部会 委員名簿

No	部会役職	氏名	所属及び役職
1	部会長	高橋 亮	教育委員会社会教育課 課長
2	部会員	永島 真弓	総務課総務係 係長
3	部会員	鈴木 秀幸	住民課税務係 主査
4	部会員	横山 杏梨	住民課税務係 主事
5	部会員	二瓶 隆	住民課福祉係 主幹兼係長
6	部会員	佐竹 由季	住民課ほけん係 保健技師
7	部会員	目黒 二征子	住民課保健センター 主幹兼所長
8	部会員	芦沢 卓也	産業建設課農業振興係 主査
9	部会員	大越 惇	産業建設課商工観光係 主事
10	部会員	鈴木 浩司	産業建設課建設係 主幹兼係長
11	部会員	川島 茂宏	教育委員会学校教育課学校教育係 主幹兼係長
12	部会員	梶原 文子	教育委員会社会教育課社会教育係 主任主査
13	事務局	高橋 健太郎	総務課政策財務係 係長
14	事務局	白岩 仁志	総務課政策財務係 主査
15	事務局	小林 憲和	総務課政策財務係 主査